

広島市の令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の長は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率）について、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することになっています。

地方公共団体の財政の健全性に関する各比率が、早期健全化基準に達すると「財政健全化計画」（公営企業は経営健全化基準に達すると「経営健全化計画」）を、財政再生基準に達すると「財政再生計画」をそれぞれ策定し、財政の健全化等に取り組む必要があります。

本市の令和 3 年度決算に基づく各比率は、いずれも基準値に達していません。

1 本市の健全化判断比率

(単位：％)

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 3 年 度		— (実質赤字は生じていない)	— (実質赤字は生じていない)	10.9	158.9
	(令 和 2 年 度)	(同上) —	(同上) —	(11.7)	(174.7)
早 期 健 全 化 基 準 (自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準)		11.25	16.25	25.0	400.0
財 政 再 生 基 準 (自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準)		20.00	30.00	35.0	

- ※ 実質赤字比率：一般会計等（一般会計と住宅資金貸付など 8 つの特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ※ 連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ※ 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- ※ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

2 本市の資金不足比率

(単位：％)

区 分		資金不足比率
特別会計名	中央卸売市場、国民宿舎湯来ロッジ等、開発、水道、下水道、安芸市民病院	— (いずれの会計においても資金不足は生じていない)
	令和 2 年度決算に基づく比率	(同上) —
経 営 健 全 化 基 準 (公営企業において早期健全化段階になるとみなされる基準)		20.00

- ※ 資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

(参考)

◎ 各比率について

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

一般会計等の赤字が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示すものです。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(2) 連結実質赤字比率

【全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

全会計の赤字が、一般会計等の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示すものです。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が単年度で返済する必要のある借金が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示すものです。

この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進行し、新たな政策への予算配分が困難になるなど、行財政運営の自由度が下がることになります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金・準元利償還金} - (\text{特定財源・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

※ 準元利償還金：公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

(4) 将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍であるかを示すものです。

この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

2 資金不足比率

【公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率】

公営企業ごとの資金の不足額が、料金収入などの収益に対してどの程度あるかを示すものです。

この比率が高くなるほど、資金不足解消の困難度が増し、より多くの経営改善策が必要となります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

◎ 各基準について

・ 早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準。

4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のうち一つでも基準値に達すると、「財政健全化計画」を策定しなければなりません。

・ 財政再生基準

健全化段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち一つでも基準値に達すると、「財政再生計画」を策定しなければなりません。

・ 経営健全化基準

公営企業において早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準。

この基準値に達すると、公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定しなければなりません。